

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	環境政策課
委 託 業 務 名	大気常時監視テレメータシステム保守点検業務
委 託 業 務 場 所	大津市御陵町 3 - 1 (親局) 及び子局 7 か所 (石山局、逢坂局、下阪本局、藤尾局、堅田局、膳所局、上田上局)
概 要	大気常時監視テレメータシステムの保守および点検
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 4 年 4 月 1 日
契 約 金 額	2, 0 3 5, 0 0 0 円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 大津市大江二丁目 1 番 8 号 共立ビル 1 階 〔名 称〕 環境計測株式会社 滋賀サービスセンター 所長 池田 隆之
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	本業務の対象となるシステムは、上記業者が開発及び納入を行ったものであり、システムに付帯する各種プログラム及び周辺機器類については、上記業者が著作権を保有する独自プログラム及び独自仕様が用いられている。したがって、本委託事業者がシステム障害の復旧等その保守管理を実施することができる唯一の事業者であるため。
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 ② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。